

四日市港管理組合公報

第1149号

令和8年3月30日

月曜日

目次

訓 令

- 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を（総務課）2
改正する訓令

訓 令

四日市港管理組合訓令第 1 号

庁 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 1 0 条 年次有給休暇は、<u>次の各号に掲げる会計年度任用職員に対して、当該各号に定める日数を付与するものとする。</u></p> <p>(1) <u>この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（第 4 号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。）であって、6 月以上の任期を定めて任用されたもの又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新されたもの 6 月以上の任期を定めて任用された日又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この項において「特定日」という。）以後の 1 年間において、別表第 3 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数</u></p> <p>(2) <u>この項の規定により年次有給休暇が認めら</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 1 0 条 年次有給休暇は、<u>採用の日から起算して 6 月間継続して勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤した会計年度任用職員に対して、別表第 3 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。</u></p>

れている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの（前号の会計年度任用職員を除く。） 次の1年間において、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

- (3) 第1号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。） であって、特定日（第1号に規定する場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。） から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、別表第4の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、特定日から起算した継続勤務年数欄の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

- (4) 第2号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。） 又は特定職員（継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。） であって、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この号において「6月経過日」という。） から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、別表第5の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄

<p>に定める日数</p> <p>2 前項の「<u>継続勤務</u>」とは、四日市港管理組合の会計年度任用職員として、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「<u>全勤務日</u>」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「<u>8 割以上出勤</u>」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 1 1 条 会計年度任用職員には別表第 6 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第 7 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第 3（第 10 条第 1 項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 「<u>5 日以上</u>」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。</p>	<p>2 再度の任用により、当初の採用の日から起算して 1 年 6 月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次有給休暇は、別表第 4 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次有給休暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が 6 月を超えて継続して勤務する日から 1 年ごとに区分した各期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の 8 割未満である者に対しては、当該初日以後の 1 年間においては年次有給休暇を付与しないものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 1 1 条 会計年度任用職員には別表第 5 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第 6 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第 3（第 10 条第 1 項関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 「<u>5 日以上</u>」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上の</p>
---	--

別表第 4 (第 10 条第 1 項関係)

1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	特定日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
		年次有給休暇の付与日数						
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のもを含む。

別表第 5 (第 10 条第 1 項関係)

1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	6 月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
		年次有給休暇の付与日数						
5 日以上	217 日以上		11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169 日から 216 日まで		8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から 168 日まで		6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日

ものを含む。

2 「全勤務日の 8 割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第 4 (第 10 条第 2 項関係)

1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	継続して勤務した期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	6 年以上の各年 6 月
			年次有給休暇の付与日数						
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のもを含む。

2 「全勤務日の 8 割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

	で						
	73 日						
	から						
2 日	120	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	日ま						
	で						
	48 日						
	から						
1 日	72 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日
	まで						

備考 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のもを含む。

別表第 6 (第 11 条第 1 項関係)

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)
保育時間	生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間 (男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親 (当該子について民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属

別表第 5 (第 11 条第 1 項関係)

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)

		している場合に 限る。)であって 当該子を現に監 護するもの又は 児童福祉法（昭 和 22 年法律第 164 号）第 27 条 第 1 項第 3 号の 規定により当該 子を委託されて いる同法第 6 条 の 4 第 2 号に規 定する養子縁組 里親である者若 しくは同条第 1 号に規定する養 育里親である者 （同法第 27 条第 4 項に規定する 者の意に反する ため、同項の規 定により、同法 第 6 条の 4 第 2 号に規定する養 子縁組里親とし て委託すること ができない者に 限る。）を含む。） が当該会計年度 任用職員がこの 項の休暇を使用 しようとする日 における当該休 暇（これに相当 する休暇を含 む。）を承認さ れ、又は労働基			
--	--	--	--	--	--

		準法第 67 条の規 定により同日に おける育児時間 を請求した場合 は、1 日 2 回それ ぞれ 30 分から当 該承認又は請求 に係る各回ごと の期間を差し引 いた期間を超え ない期間)			
子の看護 等	9 歳に達する日以後 の最初の 3 月 31 日ま での間にある子(配偶 者の子を含む。以下こ の項において同じ。) を養育する会計年度 任用職員(経営企画部 長が別に定める者に 限る。)が、その子の 看護等(負傷し、若し くは疾病にかかった その子の世話、疾病の 予防を図るために必 要なものとして経営 企画部長が定めるそ の子の世話若しくは 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学 校の休業その他これ に準ずるものとして 経営企画部長が定め る事由に伴うその子 の世話をを行うこと又 はその子の教育若し くは保育に係る行事	一の年度におい て 5 日(その養 育する 9 歳に達 する日以後の最 初の 3 月 31 日ま での間にある子 が 2 人以上の場 合にあっては、 10 日)(勤務日 ごとの勤務時間 の時間数が同一 でない会計年度 任用職員にあっ ては、その者の 勤務時間を考慮 し、経営企画部 長が別に定める 時間)の範囲内 の期間			

	のうち経営企画部長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合			
短期介護	次に掲げる者(ハに掲	一の年度におい		
	げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。) の介護その他の経営企画部長の定める世話をを行う会計年度任用職員(経営企画部長が別に定める者に限る。) が、当該世話を	て5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間)の範囲内の期間		
	行うため勤務しないことが相当であると認められる場合			
	イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母			
	ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹			
	ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と			

	同様の関係にある と認められる者で 経営企画部長の定 めるもの	
骨髄等ド ナー	会計年度任用職員が 骨髄移植のための骨 髄若しくは末梢血幹 細胞移植のための末 梢血幹細胞の提供希 望者としてその登録 を実施する者に対し て登録の申出を行い、 又は配偶者、父母、子 及び兄弟姉妹以外の 者に、骨髄移植のため 骨髄若しくは末梢血 幹細胞移植のため末 梢血幹細胞を提供す る場合で、当該申出又 は提供に伴い必要な 検査、入院等のため勤 務しないことがやむ を得ないと認められ るとき	必要と認められ る期間

別表第 7 (第 11 条第 2 項関係)

区分	事由	期間

--	--	--

別表第 6 (第 11 条第 2 項関係)

区分	事由	期間
保 育 時 間	生後 1 年に達しない 子を育てる会計年度 任用職員が、その子の 保育のために必要と 認められる授乳等を 行う場合	1 日 2 回それぞ れ 30 分以内の期 間 (男子の会計 年度任用職員に あつては、その 子の当該会計年 度任用職員以外 の親 (当該子に ついて民法 (明 治 29 年法律第

					<p>89号)第817条 の2第1項の規 定により特別養 子縁組の成立に ついて家庭裁判 所に請求した者 (当該請求に係 る家事審判事件 が裁判所に係属 している場合に 限る。)であって 当該子を現に監 護するもの又は 児童福祉法(昭 和22年法律第 164号)第27条 第1項第3号の 規定により当該 子を委託されて いる同法第6条 の4第2号に規 定する養子縁組 里親である者若 しくは同法第1 号に規定する養 育里親である者 (同法第27条第 4項に規定する 者の意に反する ため、同項の規 定により、同法 第6条の4第2 号に規定する養 子縁組里親とし て委託すること ができない者に 限る。)を含む。)</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
	子の看護等	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	<p>の間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして経営企画部長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 30</p>	<p>一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の間にある子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間は同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める</p>	

				年法律第56号)第20 条の規定による学校 の休業その他これに 準ずるものとして経 営企画部長が定める 事由に伴うその子の 世話を行うこと又は その子の教育若しく は保育に係る行事の うち経営企画部長が 定めるものへの参加 をすることをいう。)の ため勤務しないこと が相当であると認め られる場合	時間)の範囲内 の期間
				短期介次に掲げる者(ハに掲 げ者にあつては、会 計年度任用職員と同 居しているものに限 る。)で負傷、疾病又 は老齢により2週間 以上の期間にわたり 日常生活を営むのに 支障があるもの(以下 「要介護者」という。)	一の年度におい て5日(要介護 者が2人以上の 場合にあつて は、10日)(勤 務日ごとの勤務 時間の時間数が 同一でない会計 年度任用職員に あつては、その
				の介護その他の経営 企画部長の定める世 話をを行う会計年度任 用職員(経営企画部長 が別に定める者に限 る。)が、当該世話を 行うため勤務しない ことが相当であると 認められる場合	者の勤務時間を 考慮し、経営企 画部長の定める 時間)の範囲内 の期間
				イ 配偶者、父母、子 及び配偶者の父母	
				ロ 祖父母、孫及び兄	

				弟姉妹	
				ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で経営企画部長の定めるもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公務上又は通勤による傷病	会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	公務上の傷病	会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
			骨髄等ドナー	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申	必要と認められる期間

				出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	
			<p>備考 <u>一般職の非常勤職員が、この規程の施行の日前から引き続いて育児時間（労働基準法第 67 条に定める「育児時間」をいう。）の休暇を取得している場合は、表中の保育時間の項に掲げる「生後 1 年に達しない子」を「生後満 1 歳 9 カ月に達しない子」と読み替えるものとする。</u></p>		

附 則

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 9 月 30 日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員に対する年次有給休暇に関する規定の適用については、この訓令による改正後の会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
